

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料(令和3年4月1日現在)

単位(円)

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請 法第35条・法第36条(適合証等なしの場合)	計画認定 申請	計画変更 認定申請
<b>一戸建て住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る)</b>		
当該住宅の床面積の合計が200㎡未満のもの	34,400	24,200
当該住宅の床面積の合計が200㎡以上のもの	38,400	27,000
<b>一戸建て住宅以外の建築物</b>		
<b>住戸ごとの申請の場合</b>		
当該住戸の床面積の合計が300㎡未満のもの	69,100	48,500
当該住戸の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	116,000	81,000
当該住戸の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	196,000	138,000
当該住戸の床面積の合計が5,000㎡以上のもの	281,000	197,000
<b>一の建築物の申請の場合</b>		
<b>住宅部分</b>		
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	69,100	48,500
当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	116,000	81,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	196,000	138,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上のもの	281,000	197,000
<b>非住宅部分</b>		
<b>モデル建物法</b>		
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	87,100	61,100
当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	110,700	77,600
当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	145,700	102,100
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	235,700	165,100
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	309,000	216,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	371,000	260,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	435,000	305,000
<b>標準入力法等</b>		
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	227,100	159,100
当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの	28,440	199,200
当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	367,100	257,100
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	523,700	366,700
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	646,000	453,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	763,000	535,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの	871,000	610,000

※ 適合証等の添付がある場合は、金額が変わります。

備考(概要)

- 二 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第十条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。)の額は、それぞれこの表の三の項(二)(2)イ(イ)又は四の項(二)(2)イ(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 九 複数建築物に係る性能向上計画認定の申請の手数料の額は、申請建築物に係る一の建築物の申請の場合の申請手数料額及び他の建築物の一の建築物の申請の場合の申請手数料額を合算した額とする。
- 十 複数建築物に係る性能向上計画認定の計画変更の申請の手数料の額は、変更を行う建築物の一の建築物の申請の場合の計画変更申請手数料額を合算した額とする。ただし、新たに他の建築物を追加する場合は、申請手数料額を合算する。
- 十一 一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とします。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しません。
- 十二 同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とします。
- 十三 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とします。
- 十四 共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

※ 詳細は東京都北区手数料条例をご覧ください。